

明 財 第 4 4 2 号

2026年(令和8年)2月24日

明石市長 丸谷 聡子
(公印省略 総務局財務室管財担当)

明石市役所清涼飲料水自動販売機設置業者の公募について

明石市役所内における清涼飲料水自動販売機について、設置業者を公募しますので、希望される方は下記により応募してください。

記

1 概要

(1) 設置場所

本庁舎事務棟1階

南会議室棟2階

西庁舎2階

分庁舎2階

計4か所

別紙位置図参照

(2) 公募する清涼飲料水自動販売機数

設置場所ごとに1台

(3) 設置期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

ただし、設置業者が引き続き設置を希望し、庁舎解体に支障がないと市が認めた場合は、最長3年間において設置できる。(令和10年6月以降に庁舎解体の予定)

2 参加要件(応募者は、次のすべての要件に該当していること)

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 明石市契約規則(平成5年規則第10号)第3条の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされていない場合は、この限りではない。

(4) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から見積合せの日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

- (5) 公告日において納期限が到来している明石市税を見積合せの日の前日までに完納していること。
- (6) 見積合せの日の前日において、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる項目のいずれにも該当しないこと。
- (8) 上記記載のほか、明石市広告掲載基準第4条に該当しないこと。
- (9) 事故・故障等の際、自己の責任において即刻対応でき、かつ相応の補償能力があること。

3 設置条件

(1) 運営方法

設置業者は、自己の責任と費用負担により自動販売機を設置し管理すること。

(2) 自動販売機の仕様

ア 自動販売機及びゴミ箱が各設置場所の範囲内に収まる寸法であること（転倒防止板を含む）。各設置場所の詳細は別紙位置図のとおり。

イ アルコール類（アルコール類に準じる飲料水を含む）を販売しないこと。

ウ 自動販売機で販売する清涼飲料水の容器は、缶、ペットボトル又はそれに類するものとする。なお、ペットボトルについては、プラスチックごみ削減の観点から、可能な限り販売品目を削減すること。

エ 設置する自動販売機のデザインは、明石市広告掲載指針第3条、明石市広告掲載基準第5条に抵触しないデザインであること。

オ 自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

カ 本市の施設として、良質な清涼飲料水を低廉な価格で供給できること。

キ 設置台数4台のうち1台については、災害用自動販売機（※）を設置すること。

※ 災害用自動販売機とは、災害発生時、明石市が飲料の提供を必要と判断した場合に電源の供給が断たれた状態でも機内の全飲料を無償で提供することが可能な自動販売機のことをいう。

(3) 施設使用

設置業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可を受けて使用すること。

(4) 設置料

明石市が設定する最低設置料（月額）以上で、かつ、最高金額をもって有効な価格の見積をおこなった金額を設置料とする。なお、この設置料には行政財産使用料を含むものとする。

支払い方法は、毎月払いとし、市が指定する納期限までに納入すること。

(5) 光熱水費等

光熱水費、設備等の消耗品及び清掃等の費用については、全額、設置業者の負担とする。光熱水費の支払い方法は、設置料と同様とする。なお、電気料金については設置業者の負担において設置する自動販売機ごとに電気量子メーターを設置し、指示値により計測した使用量に、明石市が定める電気料金単価（月毎に変動します）を乗じて得た額とする。（電気料金単価＝電力量料金＋燃料費調整額＋再エネ発電促進賦課金）

(6) 使用上の制限

ア 設置業者は、庁舎の一部を使用していることを十分認識し、常に良好な状態で使用すること。

イ 空缶・ペットボトル等の回収容器を設置し、定期的に回収すること。

ウ 自動販売機設置以外の用途に使用しないこと。

エ 現状を変更する場合には、市の許可を得ること。

(7) 損害賠償

設置業者の責任により使用物件の全部又は一部に損害を与えたときは、設置業者は、市に対し損害額に相当する金額を賠償すること。

(8) 設置許可の取り消し

市において公用または公共用に供するため設置場所を必要とするとき、または設置業者が設置条件に違反したときは、市は設置許可を取り消すことができる。設置業者は、この場合に生じた損失を市に請求することができない。

(9) 原状回復

設置業者は、設置期間が満了したとき、または設置許可を取り消されたときは、自己の責任において市の指定する期日までに自動販売機を撤去し、使用場所を原状に回復すること。なお、設置業者が原状回復の義務を履行しないときは、設置業者の負担において市が行う。

(10) 有益費等の請求権放棄

設置業者は、設置期間が満了したとき、または設置許可を取り消されたときは、自動販売機設置に投じた改良及び修繕によって生じた有益費、その他一切の費用は請求できない。

(11) 転貸等の禁止

設置業者は、設置場所を他の者へ譲渡し、委託し、転貸し、または担保にすることはできない。

(12) 届出等の義務

ア 設置業者は、代表者及び団体名称等に変更があった場合は、書面により遅滞なく届け出ること。

イ 設置業者は、毎月の販売数を書面（メール提出可）により報告すること。

(13) 事故・故障等の処理

設置業者は、設置期間中において発生した事故・故障等については、設置者の責任にお

いて処理すること。

4 清涼飲料水自動販売機設置業者の公募に関する質問及び回答

- (1) 公募内容に関し、質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリにより総務局財務室管財担当へ公募に関する質問書（指定様式）を提出してください。

令和8年2月24日（火）から令和8年3月3日（火）午後1時まで

FAX 078-918-5125

明石市総務局財務室管財担当 清涼飲料水自動販売機設置業者公募担当 宛

- (2) 質問に対する回答

令和8年3月5日（木）午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

5 応募方法

応募する者は、令和8年3月5日（木）午後1時に明石市ホームページに掲載する清涼飲料水自動販売機設置業者の公募に関する質問及び回答を確認の後、以下の方法により応募してください。

- (1) 次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール（指定様式）を貼り付けてください。

ア 応募申込書（指定様式）

イ 販売を予定する清涼飲料水の品目リスト

ウ 設置予定の自動販売機の寸法が分かる資料と、外観カラー写真（2面以上。カタログの写しでも可）

エ 個人事業者にあつては、現在の経営規模（氏名、商号、事業開始年月日、元入金金額、従業員数、売上高）、事業内容、所在地を明記した書類

オ 法人登記簿謄本、又は住民票謄本（写しでも可）

カ 見積書（指定様式）

- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等（簡易書留も可）の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 総務局財務室管財担当への郵便物の必着期限は、令和8年3月10日（火）です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により応募書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

イ 郵便物提出日中に、ファクシミリにより総務局財務室管財担当へ公募型見積合せ参加確認書（指定様式）を送付してください。

FAX 078-918-5125

明石市総務局財務室管財担当 清涼飲料水自動販売機設置業者公募担当 宛

6 見積方法及び契約方法

- (1) 見積金額は、設置場所4か所の月額設置料の合計金額を記載してください。
なお設置料には行政財産使用料を含みます。また、この設置料に消費税額は加算しません。
- (2) 予定価格（最低設置料）
60,000円
なお、見積にあたっては、予定価格（最低設置料）を下回らないよう注意してください。下回った場合は無効となります。
- (3) 月間平均販売本数実績（令和6年4月～令和7年3月）

事務棟1階	856本	※令和6年度は2台設置（2台分合計数量）
南会議室棟2階	167本	※令和6年度は南会議室棟1階に設置
西庁舎2階	211本	
分庁舎2階	271本	

7 設置業者選定方法

見積合せを行い、最高金額をもって有効な見積をおこなった応募者を設置業者とします。
なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、くじにより選定します。

8 見積合せ日時及び場所

日時 令和8年3月12日（木）午後4時00分（予定） ※状況により前後します。
場所 明石市役所 本庁舎8階 804会議室

9 見積合せ結果の公表

- (1) 見積合せの場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最高価格見積者から順次行い、見積参加要件を満たしていることが確認できた段階で設置業者を決定します。
- (3) 令和8年3月13日（金）から明石市ホームページにおいて公表します。

10 公募の無効

次の要件に該当した場合は、無効とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 2通以上見積りをした場合。
- (3) 見積者の記名押印のない見積りをした場合。
- (4) 見積金額が不明瞭で金額が確認できない見積りをした場合。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる見積りをした場合。
- (6) 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合。

(7) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又はそれに属するものによる応募。

11 暴力団排除に関する誓約書の提出について

自動販売機の設置業者に選定された方について、設置料年額（見積金額の12か月分）が200万円を超える場合には、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、契約予定者は令和8年4月1日までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、見積・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、見積合せ参加者の負担となりますのでご注意ください。

12 その他

応募に係るすべての費用は、応募者の負担とします。また、提出されたすべての応募書類等についても、審査結果にかかわらず一切返還しませんのでご了承ください。